

実査体制(統計専任職員等)

(論点検討資料)

平成20年6月20日

これまでの地方統計機構(実査体制)の整備経緯・その後の変化

第1ラウンドの整理①

地方統計機構整備要綱(昭和22年閣議決定)が目指したもの

- 各省別の国費補助の都道府県統計職員を一本化し、国の行う大規模統計調査の共同実施機関として必要な人員を確保
- 府県の集計能力を強化し、地方集計の範囲の拡大を図ることにより、統計の迅速化と地方利用を拡大
- 市町村にも全額国庫負担の統計専任職員を配置
- 地方統計機関の予算及び定員を総括し、地方統計機関を通じて実施する統計事務は「旧統計委員会」が調整 等

その後、昭和25年には、地方統計機構整備要綱の改正も検討

⇒「地方行政調査委員会議」の勧告により、国会議員の選挙事務、国の指定統計調査等、地方公共団体の事務と密接な関係を有する事務は、地方行政の円滑な実施、住民の利便を考慮し、地方公共団体に委託して実施することが適当との結論

【成 果】

- 各種センサス(昭和22年国調等)の実施・成功
- 地方独自調査の実施
 - ・ 地方独自の必要に基づく調査
 - ・ 国の調査を補完、協同して地方のニーズに対応する調査
- 県民所得計算(加工統計)の実施、統計書の刊行

【状況の変化】

- 国の出先機関の整備、同様の制度の創設(厚生労働省専任職員)
- 市町村統計職員の交付税化、県費職員の減少
- 中央集査方式の効率化(機械集計の拡充)
- 各種センサス調査の周期化による業務量波動の発生

地方統計機構(実査体制)の意義・役割と課題 第1ラウンドの整理②

地方統計機構(地方公共団体)は、公的統計の作成に中核的・重要な役割

- センサス調査では、10万人前後の統計調査員を確保・指導するため、市町村単位での確実な対応が不可欠（1万人以上の統計調査員を動員する標本調査も）
- 月次で実施され、閣議等に報告される重要標本調査では、正確性、速報性、確実性が求められるため、正確な内容審査、提出期限の遵守、制度的根拠による確実な実査体制の確保が必要（大規模調査などの他調査と合せて行うことで、調査間の審査ノウハウの共有など正確性の向上と効率化効果が期待される） 等

議論を行うため認識すべき現状と背景

中核的・重要な
役割を担う
組織の体制

- ◎ 都道府県統計主管課（平成20年度統計専任職員予算定数2,060人）
 - ・・・ 市町村の指導、調査票の審査・入力、職員研修、普及啓発事業等
- ◎ 市区町村統計担当課係（平成19年4月現在8,159人、うち専担1,340人）
 - ・・・ 統計調査員の確保・育成・指導、調査票の審査等
- (◎ 統計調査員)

統計専任職員の定数削減
⇒ 60年間に6割近く削減。近年は削減率が上昇

市区町村担当職員の減少
(人件費は地方交付税で措置)
⇒ 過去10年で3割以上の減

交付基準単価
⇒ 30歳程度の基準に対して、平均年齢は41歳

※ その他、実査業務は、経常調査を含め、日々の業務量が変動。大規模周期調査の実施により、年・月・日によって業務量が大きく変動。時には、各府省の業務が集中

本WGに与えられたミッション① 実査体制のあり方を検討・整理

論点ア関連

地方公共団体との関係を、基本計画においてどのように盛り込むべきか

統計法

公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない

基幹統計は、地方公共団体にとっても基幹的な統計
各種施策の企画等に活用

基幹統計は、国として確実に整備しなければならない統計

平成12年の地方分権一括法により、従前の機関委任事務は廃止。存続が必要な事務は自治事務又は「法定受託事務（指定統計調査の事務、国政選挙事務、戸籍事務、外国人登録事務等）」に。
※ 法定受託事務 ⇒ 事務の性質上、その実施が国の義務に属し国の行政機関が直接執行すべきではあるが、国民の利便性又は事務処理の効率性の観点から、法律又はこれに基づく政令の規定により、地方公共団体が受託して行うこととされる事務

今後の統計整備に当たっては、国と地方公共団体が「協働して取り組む」ことを、基本的な考え方とすべきではないか

地方公共団体が担うべき業務と、その機能を今後も維持するための方策とは何か

①地方公共団体を經由する調査

◎調査員調査を維持する必要がある調査を判断基準とすべきではないか

【調査員調査とする合理性のあるもの】

- ・ センサス等は正確性の確保のほか、全数を担保するため、存在確認等を通じた調査対象の把握が必要
- ・ 迅速性が求められる重要統計調査では、正確性、迅速性、確実性を満たすことが必要であり、短時間で高い回収率と調査対象者からの回答に近い段階での迅速な審査を確実に実施することが必要
- ・ 調査区抽出の重要統計調査では、正確性の確保と同時に効率性も追求が可能

⇒ これに該当しない都道府県経由の「郵送・オンライン調査」については、地方公共団体を經由する必要性を精査すべきではないか

②実査業務の平準化

○ これまで各府省は、実施年・時期の調整、賃金職員経費費の配分等により、地方公共団体の業務量を平準化するよう努力

- ・ 調査規模や内容に差異があるため、完全な平準化は困難
- ・ 社会経済の新たなニーズに対応した統計整備のための新たな業務も発生

◎ 実査業務の平準化にも配慮した基幹統計調査の工程表を作成するとともに、国と地方公共団体が共同で改善・調整を図るための場を設けるべきではないか

③地方表章の計画的充実

- 地方公共団体経由の指定統計調査23調査の地方表章
 - ⇒ 都道府県統計主管課直轄 10調査中5調査は都道府県別表章が
 - ⇒ 市（区）町村経由 13調査中3調査は市町村別表章が
- 未実施又は一部に限定
- ※ 23調査には事業所・企業統計調査及びサービス業基本調査を含む。
- 地方公共団体からは地方表章の充実を求める意見や、第1ラウンドでは「工夫次第で地方表章の拡大も可能」との指摘も
 - ◎ 各府省は地方表章の充実を計画的に推進するべきではないか

④調査項目・客体数の上乘せ

- 地方のニーズに対応した調査項目の上乘せ
 - ※ 農林業センサスでの実施例
 - ⇒ 国において、調査票に地方裁量の調査事項を設定すること、集計等の対応を検討することが必要
- 地方のニーズに対応した客体数の上乘せ
 - ⇒ 報告義務の整理が必要
 - ⇒ 必要な統計を作成するための標本抽出・集計等の支援措置が必要
 - ⇒ 上記支援の費用負担の在り方などについて予め整理が必要

（他に検討すべき課題はないか）
- ◎ 国と地方が共同で検討を進める場を設けるべきではないか

⑤その他の方策

- 各府省及び地方公共団体の統計部門は、地方公共団体の管理部門（人事、財政部門）に対して、統計の有用性を発信し、必要な人材の確保、財政措置が図られるように措置
- 各府省は、地方公共団体の政策部門に対し、各統計調査の具体的な利活用方を周知し、政策部局から統計充実の支援が得られるよう措置
- 各府省は、各地方公共団体が当該団体内における行政記録（調査対象の特定に必要な情報）を活用しやすい環境となるよう政策部局等に協力依頼を出すなどを措置
- コールセンター等、民間事業者のノウハウを活用 など

（他に検討すべき方策はないか）

【地方統計機構についての基本計画での整理】

「**実査体制の機能を今後とも維持するためには、地方公共団体が担う業務を精査しつつ、地方公共団体の意欲が湧く方策を多面的に講じることが必要**」と、整理すべきではないか。

本WGに与えられたミッション② 喫緊の課題への対応策の検討

論点ア関連

現行の統計専任職員制度の運用を見直す余地はあるか

① 交付基準単価の見直し

- 統計専任職員の俸給月額は行政職俸給表(一)2級49号俸の格付
※ 30歳台半ばの職員が基準。15年近く変更なし
 - 統計専任職員の年齢構成は、35歳未満の者が約26%。平均年齢は41.4歳
※ 平成19年4月時点の平均年齢最高：47.1歳、最低：35.0歳と都道府県によって差異。平均年齢は上昇傾向
- ⇒ 見直しには、詳細な実態調査が必要(都道府県にも負担発生)
- ⇒ 厳しい国の財政事情からみて、基準単価の見直しを行った際には定数の削減が不可避(定数の維持か単価水準の見直しかの選択となる)

◎ 単価見直しについて、どのように考えるべきか

② 再任用短時間職員

(他に検討すべき課題はないか)

- 統計専任職員・・・委託費交付要綱では、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第3項に基づく条例で定められた定数内の職員であって、かつ統計主管課に専任する者」と規定
 - 再任用短時間勤務職員・・・条例定数外(別途管理)
※ 再任用常勤職員は定数条例内。委託費を交付
- ◎ 多年統計業務に従事した者であれば、ノウハウの継承という観点から一定の効果はあると考えられるが他にメリット、デメリットはあるか。それらを踏まえ、再任用をどのように考えるか。

地方統計機構職員の人材育成方策として、どのような支援を行うべきか

地方統計職員に必要な能力

- 地方統計機構の職員にとって、必要な能力・知識とは
 - ・ 実査・指導・庶務業務等を担当する職員
 - ・ 加工・分析業務等を担当する職員
- ⇒ それぞれに必要な能力・知識とは何か

育成を可能とする環境の整備

- 地方統計機構の職員が必要な能力・知識を習得しようとしても、日常の業務に忙殺され、長期の研修への参加が困難
- ⇒ 地方を経由する調査の精査、業務量の平準化等を図るとともに、国と地方の人事交流の促進を含め、人事当局に対し、統計の専門能力の育成に関する理解を求めることが重要ではないか

地方における研修の充実等

- 総務省統計研修所では、
 - ・ オンライン研修、ブロック別研修の実施・充実等を推進
- ⇒ 更に地方における研修を支援する方策はないか(学会からの協力を含む。)
- ⇒ 各府省で検討・実施すべき事項はないか

(他に検討すべき方策はないか)

本WGに与えられたミッション③ 統計調査員制度が抱える課題への対応策の検討

論点ア関連

調査員調査は、統計の正確性の確保・効率的な実施に重要な役割を果たしているとの認識が前提

調査員調査の手法を改善する余地はあるか

① これまでの実施例

- 商業統計調査、工業統計調査では、傘下に多数の事業所を有する企業を対象に、本社等で一括して調査票の記入・回答を行う方式を導入し、調査員の負担を軽減（メリット）
 - 一括対象調査対象の事業所の確認・データ整理等が煩雑化（デメリット）
- （他に効果的な実施例はないか）

② 現在検討中の例

- 平成22年国勢調査では、調査員による調査票配布の後、希望者を対象とした郵送回収・オンライン回収等についても検討
 - 調査対象者に、ハガキ等で事前周知を行う調査も
- （他に効果的な検討例はないか）

③ 更なる負担軽減方策

- 地方公共団体経由調査、調査員調査として実施する調査の精査が前提となるのではないかと（他に効果的な方策はないか）

国が直接確保している統計調査員との連携を検討する余地はないか

①各府省における確保状況

- 3府省では、地方支分部局等を通じて、計1万人超の調査員を確保
- 中には、研修等を実施するなど、登録調査員と同様の育成を図っている例も

②連携のための条件整備

- 各府省が保有する統計調査員の情報を、地方公共団体に随時提供するためには、個人情報保護法との関係で、予め本人の承諾を得ておくことが必要
- 登録調査員については、国等への情報提供を行う仕組みが整備
(他に整備すべき条件はないか)

③国と地方との連携強化

- 地方公共団体では、国等に情報を提供する仕組みを構築。国としても積極的に連携を強化する仕組み作りが必要ではないか
(他に効果的な方策はないか)

更に統計調査員の処遇改善を推進する余地はないか

①各府省における措置状況

- 各府省では、統計調査員の処遇改善を図るため、稼働日数の増等に努力
 - ※ 単価については統一要求
 - 前記アのような負担軽減を図りつつ、栄典を含め処遇面の改善にも努力
- ⇒ 厳しい国の財政状況を受け、大幅な予算措置を伴う改善は困難な状況

②地方からの要望

- 質の高い統計調査員を確保するため、報酬の算定は調査員の実際の仕事量、その困難性に見合った稼働日数とするとともに、費用弁償（交通費及び電話代）の増額を図るなどの待遇の改善を行うことが必要
 - 登録調査員確保対策事業の充実・強化
- （他に付加すべき要望はないか）

③処遇改善を推進する余地

- 厳しい国の財政状況の中で、予算の増加等を伴わずに効果的な方策を検討する余地はないか

統計調査員の役割の周知を推進する余地はないか

①各府省における措置状況

- 各府省では、各種統計調査の実施広報に合わせて統計調査員の役割等についても周知
- 総務省（政策統括官）では、「統計の日」（10月18日）の周知に際して、調査員の活動状況・役割等も周知

（他に効果的な実施例はないか）

②地方からの要望

- 一般向けに統計調査員の役割、重要性を広くPRして、統計調査員が誇りを持って調査に当たることができるよう、調査環境づくりに努めることが必要

（他に付加すべき要望はないか）

③周知を推進する余地

- 一過性・集中的な周知方策のみならず、地方公共団体とも連携し、継続的に繰り返し周知を図っていくことが必要ではないか

（他に効果的な方策はないか）

民間事業者が登録調査員を利用したいとする要望について、どのように考えるべきか

①民間事業者の要望内容

- 地方で調査員調査を受託する場合、当該業者のみで調査員を確保することは困難。指定統計調査の法定受託事務に民間事業者を活用するのであれば、登録調査員の活用が前提。登録調査員の育成は可能であれば官の負担で
- ※ 民間事業者が単独の事業者で確保できる調査員は千人程度

②検討を行う際の留意事項

- 登録調査員制度は、人口5万人以上の市区町が事業対象
 - ※ 事業対象市区町の中には未実施の市区も
 - 1市区町当たりの国の委託費は数万円程度。地方公共団体の人的・経費的な負担の上に事業を実施しているのが現状
 - ボランティア意識の高い登録調査員への影響も考慮することが必要
- (他に留意すべき事項はないか)

③検討のポイント

- 地方公共団体経由の調査のための調査員確保に支障が生じないか
- 登録調査員制度を実質的に支えている地方公共団体の理解を得る必要があるのではないか
- 予め登録調査員の意向を確認しておく仕組みづくりは必要か

(他に整理・検討すべき事項はないか)

統計調査員に「認定制度」を導入する余地はあるか

①どのような能力を認定するのか

- 認定制度の目的をどのように考えるか
- 調査員として必要な能力とは何か
- 類似の制度としてはどのようなものがあるか
※ 「社会調査士」など

② 認定制度創設のニーズ・効果等

- 認定制度を創設するニーズをどのように把握すべきか
- 認定を受けた者に対して、どのような措置が講じられるか
※ インセンティブが働くよう報酬等の上乗せが可能か
- 既存の登録調査員制度との整理をどのように考えるか

③検討のポイント

- 認定制度の検討をどのように進めるべきか
- 認定制度を創設する場合、国としてどのような支援が可能か
- 他に整理・検討すべき事項はないか